

令和7年度第2回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和7年5月29日（木曜日） 15時5分から17時11分
- 2 場 所 神奈川県庁西庁舎7階 701会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木洋平、高橋章浩、速水洋、吉田聡
- 4 傍聴人 1人（一般傍聴人の定員10人）
- 5 議 題
 - (1) 対象事業の審査
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について
 - (2) 対象事業の諮問及び審査
（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について
 - (3) 対象事業の審査
小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について
 - (4) その他
- 6 審議概要
 - (1) 対象事業の審査
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について
（一ノ瀬会長）
「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書」の答申案の審議を行いたいと思います。
その前に、事務局から、前回審査会での検討事項等を整理した審議資料について説明をお願いします。
（事務局）
資料1-1「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る審議資料」により説明
（一ノ瀬会長）
ただいま説明のありました内容については、これでよろしいでしょうか。
（委員）
異議なし

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは、答申案の審議に入りたいと思いますので、事務局は答申案について説明をしてください。

(事務局)

資料1-2「(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書に係る答申案」について説明

《画面共有により説明部分を表示》

(一ノ瀬会長)

それでは、事務局で欠席の委員からは、御意見は何か預かっているでしょうか。

(事務局)

御意見は預かっておりません。

(一ノ瀬会長)

それでは、この答申案について、委員の皆さんから御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

小林委員お願いします。

(小林副会長)

1点だけ、個別事項の土壌汚染のところなのですが、一番最後のページですかね。

「埋立てに使用する外部からの土砂について、土壌汚染対策法の特定有害物質以外であっても汚染の可能性のある物質については、ガイドライン等の有無にかかわらず、必要に応じて調査等を行うなど留意する必要がある」という記載になっているのですが、この「ガイドライン等の有無にかかわらず」というのが、特になくてもいいような気がしているのですが。

土壌汚染の場合だと、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインというようなものがあつたりするので、それと関係があるのかなのか、その「ガイドライン等の有無にかかわらず」が必要なかどうかを事務局に教えていただければと思うのですが。

特に深い意味がないようであれば、そこの部分ですね、削除してもいいのではないかなというふうに感じました。以上です。

(事務局)

この「ガイドライン等の有無にかかわらず」について、とりわけものすごい意味を持たせているわけではございません。

単純に法令等で規制がないものであってもという意味でしかありませんので、修正していただければと思います。

(小林副会長)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、その部分「ガイドライン等の有無にかかわらず」が削除という形になりますね。「ガイドライン等の有無にかかわらず」のところだけ削除です。

《画面共有により修正部分を表示》

そうしましたら、小根山委員お願いします。

(小根山委員)

一番最後、各論のところの8番安全(交通)のところの二つ目のパラグラフですけれども、工事用車両の通行に関して、「調査方法を精査し」という文言があるのですが、その後の文章「適切な調査地点を検討」というのがメインかなと思うのですが、そことあまり繋がってないように思えるので、もし何か事務局のほうで意図があるのであればいいのですけれども、「調査方法を精査し」というところは無くてもいいのかなというふうに思いました、御検討をお願いします。

(事務局)

こちらも特にとりわけて意味はございません。単純に調査、予測、評価というところの実施計画書ということで「調査方法を精査し」と定型句的な形で入っただけですので、無いほうが通じるといっていただければ、そのように修正していただきたいと思います。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、ここも削除するというので、よろしいですかね。

《画面共有により修正部分を表示》

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、もう一回、修正の御提案をいただいたところを確認したいと思いますけれども。

《画面共有により修正後の答申案を表示》

土壌汚染の(3)のところ、原案にあったものから「ガイドライン等の有無にかかわらず、」を削除、それからただいま御意見いただいた8の工事用車両の通行に関して、「調査方法を精査し、」とあったところを削除する。この2か所を削除する形で最終的な答申案とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは、こちらで承認いただけたというふうにしたいと思います。

それでは、これをもって答申といたしたいと思います。この案件については、ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

(2) 対象事業の諮問及び審査

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について

(一ノ瀬会長)

それでは、続きまして新規案件である「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書」の審議を行いたいと思います。

まず、本日審議いただく案件の諮問について、事務局から発言の申出がありますので、これを受けたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

資料2-1「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書について(諮問)」により諮問

資料2-2「計画段階配慮手続について」により説明

(一ノ瀬会長)

本案件についても慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。

では早速、この事業の計画段階環境配慮書の概要について説明を受けたいと思っておりますので、事務局は会場内に事業者を御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料2-3「(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書の概要」により説明

(一ノ瀬会長)

御説明ありがとうございました。それでは質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から何か御質問を預かっていますか。

(事務局)

本日の欠席委員からお預かりしている御意見はありません。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら、委員のみなさん。ただいま事業者から説明があった事項を含め、本日午前中に現地調査に行かれた委員の方もいらっしゃいますが、御意見、御質問をいただければと思います。

いかかでしょうか。

奥委員お願いします。

(奥委員)

今日の現地調査では、事業実施想定区域の中の南側、施設が主に建設される予定のエリアのみ、拝見したところで、北側はちょっと入れなかったのですが、まず確認させていただきたいのが、資料2-3のスライドの8枚目、こちらの赤の破線で囲んであるところが事業実施想定区域で、その中の白抜きになっているところで事業を実施される予定だということなのですが、今、すでに現行の既存の施設の解体が進められているということで、伺いましたけれども、北側の方も、航空写真を見ますと、その施設がありまして、すべてこの白抜きの部分については既存の施設が解体されて更地になるという理解でよろしいのでしょうかというのが1点目です。

まずそちらをお答えいただいてもよろしいでしょうか。

(事業者)

一つ目の質問に回答させていただきます。

御認識のとおりでして、今日見学いただいたところ以外のところにも、旧製油所時代の残置物が残っておりまして、こちらの撤去工事と、その後の更地化工事というのがですね、ENEOS株式会社、弊社とは異なる会社の方で独自にそういった事業を進めていくところでございます。

(奥委員)

では、この白のところは、全部更地になるということですね。

(事業者)

おっしゃるとおりです。

(奥委員)

わかりました。

それですね、今日の現地調査の際に伺った内容ですと、既存の施設が更地化された後に施設の建設予定があるところが南側の敷地のみになっていて、この黒の破線で囲ってあるところになっていて、北側の白いところには、特に何も作る予定は今のところないので、事業実施想定区域を、場合によっては、縮小するといったようなお話もちょっと伺いまして、それに伴って、緑化等についても、南側の方のみを検討されるようなお話がありましたけれども、そのあたりは、もう一度この審査会の場で確認させていただきたいのでお願いいたします。

(事業者)

お答えいたします。

今御説明いただいたとおりの認識です。

緑化面積はですね、こちらの赤の破線で示されている内側で、赤の実線の部分を省いたものの全域に関してというわけではなく、実際に、今後検討が進みますと、弊社がこの中から、ENEOS株式会社から拝借する土地というものが明確に決まってきます。

そちらが工水タンクとかですね、黒の破線で飛び地のような形で記載させていただいているのですが、これらが全部一つの広がりを持った敷地面積としてなります。

そのお借りする敷地面積の川崎市さんですと25%、こちらを緑地化として、検討していくという形になります。

(奥委員)

そうすると、そのアセスの対象区域というのはどうなるのですか。

今この赤の破線で囲んであるところが、アセスの対象区域として、図書において位置付けられているところですが、今後はその貸借をするエリアが決まったら、アセスの対象区域を縮小するということですか。

(事業者)

我々の使用する部分というところが明確になって、それが、この赤の破線の内側の中に、この赤の破線の中で使用しない部分を省いた、縮小したように見える敷地が、明確に記載されることが、今後の方法書の段階以降で行われるという理解です。

(奥委員)

そうすると計画変更になるということですか。

(事業者)

計画変更といいますか、一応この環境アセスメントの中ではですね、予定していた土地が広がってしまったりとか、今例えばこの赤線で記載させていただいたものの外に、計画地が出ていたりする場合は計画変更というような形になるのですが、縮小していく場合に関しては、例えば、今のこの内容をやり直すとか、そういったことがないまま進めていくというところの理解で進めています。

今、計画の変更と問われたら、確かに敷地が縮小していますので変更だという側面があるかと言

われたら、それはイエスです。

(奥委員)

だからアセスの再実施の対象にならなくても、計画区域を当初示したのから変更するのであれば、それは軽微な変更ということにはなるかもしれませんが、変更は変更ですよ。

(事業者)

おっしゃるとおりです。

(奥委員)

そこから省いたところについては、その後、アセスの手続きは経ないといえますか、調査予測評価を行わないということになって、省かれてしまうので、上の方はそもそも省かれる想定なのかどうかっていうところ、この今の段階で確認したいほうがいいかなと思ひまして、質問しております。

(事業者)

我々が一切手をつけない土地というものに関してですね、必要以上の評価とかそういったことは、今後の方法書以降、準備書とかでは実施する予定はございません。

ただ我々の縮小される、さらに明確になった事業実施想定区域以外であっても、例えば検討しなければいけないものがあればですね、もちろんその段階でしっかり検討し、必要に応じて評価の方はさせていただき計画でございます。

(奥委員)

今の段階では、これ以上御質問しても答えは得られないと思ひますので、方法書の手続き以降で、エリアについても明確になっていくということで、了解いたしました。

会長もう1点だけよろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

どうぞ。

(奥委員)

資料2-3のスライドの5枚目のところ、第1種事業の目的を説明して下さっている中で、新しいエネルギー基本計画を受けてENEOSグループもそれに沿ったカーボンニュートラル基本計画を作っているという文脈の中に、本事業も位置付けられるという御説明で、将来的には水素の混焼、CCS等も検討というふうにあるのですけれども、ただ、今回の事業計画には、水素混焼、CCSの導入までは具体的には盛り込まれてないという理解でよろしいでしょうか。

(事業者)

御認識のとおりです。

(奥委員)

特にそのCCSについては、今後検討していつか将来的にやるということであれば、敷地内にそれなりの敷地を確保しておく必要があると思ひますので、そこはいかがでしょうか。

(事業者)

御指摘の内容を私なりに解釈させていただきますと、CCSですと、排ガスから二酸化炭素を分離回収する設備も要るのではないかと。そういった設備が設置されるような敷地を考慮しているのかという御指摘かと思ひます。

それに関してはですね、現状、将来的にそれらを検討して採用していくという可能性があるのですが、今現段階での新規事業の計画の中にはですね、まだその辺は盛り込んでいる詳細な検討というのはできてないという状況です。

敷地面積が足りる、足りないかという話であればですね、将来どれくらいの大きさになるかというのは、まだ見えてないところがございますけれど、検討の余地はあろうかと考えています。

(奥委員)

今後検討していくということですね。この事業の中であたかも検討されているかのように、資料では書かれているのですが、図書の方でもそうなのですが。実際には、この事業計画の中にはそこまでは盛り込まれていないという理解でよろしいですね。

(事業者)

御認識のとおりです。

(奥委員)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

小林副会長お願いします。

(小林副会長)

御説明ありがとうございます。

本日はお伺いできなかったのですが、質問させてください。

パワーポイントだと14枚目のところで土壤汚染の記載等あるのですが、今回の土地については、土対法で形質変更時要届出区域等に指定されているのかどうかということと、もし規制されている場合は汚染の拡散ですとか、残土がですね、その後どう取り扱われるとか、注意をいただきたいのですが、今どういう取り扱いの土地になっているか教えていただけますか。

(事業者)

図書の本文の通しページでいうと83ページですね、一つ目の質問のお答えになろうかと思えます。

この川崎事業所の中にはですね、指定65号、指定68号、こちらはですね過去に指定している経緯がございます。

こちらがですね、川崎事業所内の敷地の中のある特定の場所に偏っているわけじゃなくて、その当時川崎事業所内の、調べられるところは広くですね、分析調査した結果のものになってございます。

今回、我々が更地化されて、土地を借り受けてですね、新規事業を始めるときに、自分たちの工事の中で、この土砂掘削工事とか発生したときに、それらがどういうものを、敷地とですね、土壤汚染の指定地域とかに該当している場合とかで対応が必要な場合は、土対法とかですね、そういった、適切な処置を講じる予定になってございます。

二つ目ですね、残土の方の扱いというところ、こちらですね、土対法とか、そういったあと川崎市さんの条例に従ってですね、適切に対応させていただきます。

(小林副会長)

ありがとうございます。ということはその敷地全体ではなくて一部が、指定区域に指定されていて、ほかのところは基準超過しなかったというようなことが分かっている土地ですよ。

そういうことであれば、そうですね、土対法に基づいてというのがありますし、是非ですね、その敷地内でも汚染箇所を拡げてしまわないような、そういう注意をして施工いただければと思います。以上です。

(事業者)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

速水委員をお願いします。

(速水委員)

私からは、2点お願いです。

一つは、煙突高さ80メートル、100メートルで検討されているのですが、その根拠を示していただきたいこと。

もう一つは、年平均値に加えて、短期予測をしていただきたい、その2点です。

(事業者)

まず、一つ目ですね、煙突高さなのですが、近くの煙突で、川崎天然ガス発電株式会社さんがあります。

そちらの方で100メートル相当の煙突がございまして、我々はまず一つ案として100メートルというものを考えてございます。ただそこに対してですね、眺望景観の影響というのもございますので、それを引っ張って検討するために80メートルをB案として選定してございます。

二つ目の御質問がですね、ちょっと私うまく聞き取れなかったので大変申し訳ないのですが、もう一度お願いします。

(速水委員)

短期予測を行っていただければと思います。短期予測です。

(事業者)

わかりました。

御指摘いただいた内容はですね、今我々の今回、将来予測濃度っていうのが年平均っていうところで、記載させていただいてございますが、例えば、環境基準値0.06ppmがですね、1日平均、1日当たりの98パーセント値というような基準値になっていますので、そちらの1日の98パーセント値での評価が必要だという御指摘だと理解してございます。

実際そういう換算をすることはですね、決して難しいことでございませぬので、御指摘に従いまして対応させていただきたいと考えてございます。

(速水委員)

いいえ、1時間値です。1時間値を予測評価していただきたいということです。

(事業者)

配慮書段階につきましては、気象のデータが一般局のものを使っております。

今後の方法書以降の手続きにおきましては、事業所の中で、1年間気象調査を実施いたしまして、あとはばい煙の書類をもとに1時間値とか、そういうものにつきましても予測をする予定であります。

(速水委員)

いや、今発電所で複数案検討の際に、1時間値をやるというのは、通例になりつつあるので、是非やっていただきたいと。以上です。

(事業者)

御指摘ありがとうございます。今後の宿題として、受け止めました。

(速水委員)

承知しました。よろしくお祈いします。

(一ノ瀬会長)

ほかには、いかがでしょうか。

そうしたら、私からも1点ほど、先ほどの奥委員の質問にも関係するのですけれども。

今日のプレゼンですと資料2-3の5枚目のスライドに関係しますが、水素の混焼やCCSについてはわかったのですけれども、ENEOSのグループとして、ここに記載されているようにカーボンニュートラル基本計画を持っていらして、そちらも拝見をしたのですけれども、2030年の目標であったりとか、2040年の目標を持っていらして、今回の事業の完成が2033年ということなののですけれども、これは、すでに作られている基本計画の中に織り込み済みということなのですかね。

というのは、2033年にできるときには、まだ水素とかCCSが動くわけではないので、実質的に排出量が増えるということになるのだと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

(事業者)

今、ENEOSグループ、ENEOSホールディングスの方から示しておりますエネルギー基本計画としましては、この事業とは直接リンクはしておりませんので、ENEOSグループ全体としての目標という形で、2040年、2050年に向けての排出削減というところで記載をしております。

今後、このLNGの事業が実際に事業化してきた中で、ENEOSグループ全体として、水素ないしCCSといった手法を活用しながら、今後、取り組んでいきたいと思っております。

(一ノ瀬会長)

もちろん何か細かく計画されてということではないとは思いますが、ただ、全体としては今作っていらっしゃる基本計画が進むように、全体のバランスをとられるというような方向性ということで理解してよろしいですかね。

(事業者)

その理解でございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

奥委員お願いします。

(奥委員)

今のその事業者の方のお答えは、あまりよろしくないと思うのですよね。

そのENEOSグループのカーボンニュートラル基本計画とは本事業がリンクしていないというふ

うにおっしゃいましたけれども、図書3ページの2番目の段落のところですけども、あたかもこのプロジェクトが、このカーボンニュートラルに向けて、混焼やCCSをこの事業の中でやっていると、図書3ページの下の方に、「当社としても、『このプロジェクト』の脱炭素化に向けて」云々というふうに書いてありまして、カーボンニュートラル基本計画と同じ方向を向いてその一環として位置付けられるプロジェクトであるかのように書かれているので、先ほどの事業者の説明とは、ちょっとこれだと異なりますよね。

どういうところをもってこのプロジェクトが位置付けられているのかっていうところは今後の図書においても、誤解のないように明確にさせていただく必要があるかと思います。

(事業者)

そうしますと説明の仕方がよろしくない部分がございます。

リンクしないと申しましたのは、まだ基本計画の中では、2040年まで73%、2050年までには完全なカーボンニュートラル化が必要としていますけれども、この73%ないしというところに対してこの事業がどれぐらい寄与するかという定量的な部分で、直接的には認知しないという話をさせてもらったのですが、実際にはもちろん、カーボンニュートラル化の中、2040年、2050年の中で、LNG火力発電所というのは、非常に、水素なりCCSというところで、将来のカーボン化に向けたですね、その技術の親和性が高いものだと認識しておりますので、そういった中で、今後も2040年、2050年に向けた課題というところでENEOS全体として取り組んでいきたいというふうに思っている所存でございます。

(一ノ瀬会長)

奥委員、よろしいですか。

(奥委員)

結構です。大丈夫です。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら本日いくつか質問、コメントをいただいたかと思いますが、先ほどの速水委員からの御指摘に関しては御検討いただくかと思いますが、次回の審議会で補足説明、回答を伺うこととさせていただきます。

今回は本日の議論を踏まえた補足説明や回答をいただいた後で、先ほど事務局から説明があったとおり、答申案の審議までいければと思います。

本日審議いただいた事項以外でもこの案件について検討すべき事項等がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

そうしましたら、この件については本日の審議はここまでとさせていただきます。

事業者の方、お疲れ様でした。ありがとうございます。事務局が御案内しますので、御退出ください。

～事業者退出～

(3) 対象事業の審査

小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案について

(一ノ瀬会長)

それでは、続いて継続案件となります「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案」の審議を行いたいと思います。

まず、事務局から、検討事項等を整理した審議資料を説明してください。

その後、事業者の方に入室いただき、前回審査会の検討事項などについて、補足資料を用いて説明をしていただきます。それでは事務局からお願いします。

(事務局)

資料3-1「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案に係る審議資料」により説明

(一ノ瀬会長)

ただいま説明のありました内容について、この整理でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(一ノ瀬会長)

それでは、次に、前回審査会で委員から出た質問について、事業者から説明をしていただきます。会場内に事業者の皆さんを御案内ください。

～事業者入室～

(事務局)

事業者を紹介

(事業者)

資料3-2「小田急電鉄総合車両所移転計画 環境影響予測評価書案に係る補足資料」により説明

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは質疑に入る前に、事務局は欠席の委員から御質問等を預かっていますか。

(事務局)

今回は欠席委員から御質問等はお預かりしておりません。

(一ノ瀬会長)

それでは続きまして、委員の皆さんから御意見御質問いただければと思います。

補足資料のほか、それ以外のご質問など、特に順序等を分けませんので、御意見等ございましたらお願いいたします。

そうしましたら、大澤委員お願いします。

(大澤委員)

生態系の話です。

まず、ミズタカモジの方はありがとうございました。これで対象地以外にも生育しているということが確認できました。

それから、カヤネズミとオオヨシキリなのですけれども、私もその事例集を見させていただいて、なるほどこういう手があるのかと、実施可能な範囲でということでしたが。ただ、実は考え方は二つあって、今居る個体の延命措置なわけなのです。

だけど、生息環境、いわゆるハビタットそのものが失われるということに対する対策にはなって

ないっていうのが一つ。

それは後で言うのですが、まずはその個体の延命措置ということで、草刈りをして、繁殖させないで別の所に行ってねという、誘導しましょうということ。やっていただいているのですが、一つは、幅が250メートルぐらいある敷地ですので、オオヨシキリは飛ばさず隣に行けますけど、カヤネズミの移動の速度を考えると、一時期だけだと、真ん中にあるものが外まで逃げられるか、厳しいだろうなという印象を持ちますので、この事例集にも段階的に中心から外側へ追い出すようにというやり方が載っていましたので、ぜひ、工事の数年前から、主に中心部から外へ外へと、事業区域の外に彼らが逃げる、追い出すような形でやっていただきたいというのが1点です。

それから、この事例集にも載っていましたが、ここはですね、ちゃんと他所でもカヤネズミとオオヨシキリが繁殖していたという確認調査をしていますね。

ですので、事後調査として、今は両生類と昆虫類しか動物の中には含まれていませんので、事後調査の中に、必ず、カヤネズミとオオヨシキリの繁殖がちゃんと周辺でもしているかということを入れ込んでください。

調査範囲をどこまでするかは難しいのですが、現在の調査範囲ということで、事業実施区域から200メートルの範囲くらい探して、ちゃんと一定数以上、巣があるということを適切に確認していただいて、保全対策をやったのですよと確認していただきたい。

最後になりますけども、それで個体を外に逃がすというのは一つのやり方で、いいのかなとは思いますが、やはり本質的にはハビタットが失われるということに対する保全対策をなんでやらないのかというのが疑問です。

この事例集にも一つあったのですが、工事実施区域の中に保全エリアの構築ということでカヤネズミが住める環境を創り出したという例がありました。これはなるほどと思って、事業者の実施可能な範囲で十分できるのではないかというふうに考えおります。

というのも、将来のこの土地利用計画で、緑地と呼ばれているものが2ヘクタール近く、工場の周りの部分がある中で、2ヘクタール全部とはいかないけども一部を、そういった高茎のイネ科の草丈の高い草地にして、カヤネズミやオオヨシキリの繁殖空間として使うことが十分実施できるのではないかと考えるわけですが、

その検討を一切しないで、個体の延命措置にばかりすごくエネルギーを割いているのはどうしてなのだろうということで、できれば保全対策では、失われた分のハビタットについて、すべては無理でも、設定する将来の事業敷地内の緑地で、その生息、繁殖環境を確保するというものを検討していただきたいということです。

(事業者)

回答させていただきます。

2点御質問いただいたと思っております、まず1点目が、個体の延命措置としては理解できるけれども、ハビタットとして失われる部分に対する対策ができていないのはどうしてかとの御指摘と、事後調査をカヤネズミとオオヨシキリについても行うべきだという2点の御意見があったと認識しております。

まず1点目のハビタットに関しましてですが、当該区域は御存じのとおり農地として利用されておまして、大部分が農振農用地ということで制度上も農地として利用されるべき土地とさ

れている場所でございます、今、カヤネズミとかが繁殖している場所はそういった農地として放棄されていてですね。放棄水田となった場所にヨシ原などがあって生息して、そこに繁殖しているという状況と認識しております。

ということからですね、事例とか見ていただいてありがとうございます。

ああいった場所は、いわゆる自然的な場所と異なっておりますね、今回の場所はいわゆる人為的な環境といえる場所かなと考えておりますので、失われた環境ですね、ミティゲーション的にですね、取り戻してあげる必要がある区域なのかというところは、もともと農地という場所でもございますので、放棄水田になったところに繁殖している、そのような場所だと認識しているので、そこは保全対策のレベルとしては今のレベルでいいのではないかと考えているところでございます。

ということもあって今の段階では事後調査を考えていないというところで、取りまとめさせていただいているところです。

敷地内でそういった環境を創れるかといったところに関しましては、今回こちらの計画が土地収用法といった事業認定を受ける方向で進めているということもありまして、制限がかかっている土地でございます、あくまでも公共用の施設を造るといった意味で、最低限の土地利用といったところが求められているといったことでございます。

その中で当然緑地といったところが、伊勢原市の条例で基準が決まっているところの緑地を確保するために緑地を設けるのですけれども、伊勢原市の条例の緑化基準によりますと、緑地として換算できるのが、いわゆるヨシ原というのではなく、低木を植えることで初めて緑地として換算されるといったところで、最低限の緑地率といったところでは、そういった環境を整備していくのは少し難しいと考えているところではございます。

(大澤委員)

まずは条例の関係で低木より大きなものじゃないと緑地としてカウントされないという話がありましたが、なるほどそこはわかりましたが、一方でその条例担当者と保全アセスの中で保全対象種のために、草地として、緑地としてカウントして欲しいというのはぜひ交渉する余地があるのではないかと思いますので事業者としてやはりまず当たってみて、駄目と言われたら、もうそれはもちろん駄目かもしれませんが、交渉していけたらいいかなと思います。

それから2点目の事後調査で二次的自然の人工的な環境の生物だから、事後調査の対象にしませんよ的なことをおっしゃっていたのですが、それは、ムカシツチガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエルなども含めて、みんな水田の二次的自然の生物ですので、それらを保全対象種、希少種として調査対象としている以上、なぜカヤネズミをしないのかっていうのは理屈が合わないのではないのでしょうかという意見です。

(事業者)

1点目につきましては、御指摘いただいたところもございますので、そういったところで緑地に関しまして、そういった今の基準としては低木となっておりますが、そういったものができないかということに関しましては、関係者と協議していきたいと思っております。

2点目に関しましてはいただきました質問を踏まえまして、調査に関して検討したいと思っております。

(大澤委員)

わかりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(一ノ瀬会長)

よろしいですかね。そうしましたら、小林副会長お願いします。

(小林副会長)

御説明ありがとうございました。

資料3-2の2-1と2-2のところなのですが、いろいろ工夫されていることも、前の資料にあったことも改めてなのですが、御説明いただいています。

薬剤についても低リスクなものに代替されるとか、あと、洗浄剤の使用量の削減等も工夫されているというような御説明もありました。

できればこの使用量などはどのぐらい定量的に削減されるのかというような御説明があるとよりよかったなというふうに感じております。

あと、その排水処理施設についてなのですが、今回、補足資料の2-2の質問趣旨としては、施設を更新された観点から、よりよい環境負荷が低減されるような施設に更新されているのかというのを、説明としては伺いたかったです。

必ずしも、水質（汚濁）をゼロに極限まで近づけるといような意味ではなくて、多分同等以上の処理効果が得られるような施設にされていると思うのですが、その際に、例えば、同等な処理効率をエネルギーだったりとかCO₂の排出が抑えられるような、最新の設備に更新されたりですとか、どの程度今までと比べて、環境負荷が低減できるような設備になったのか。恐らくは、そういうことも検討されて施設の導入とかをされているかと思しますので、その辺りについて、もう少し御説明いただけるとありがたいなと思いました。

(事業者)

洗剤の使用量の御質問なのですが、こちらなのですが、車体の洗剤用のブラシの材質を変更しまして、強く擦ることによりまして、以前は、洗剤の希釈濃度が20倍で希釈しながらやっていたものを、現在は50倍に希釈して使用して洗剤の使用量を削減しているというような事例を確認しております。

あとですね、施設についてなのですが、こちらが、実は2033年の供用開始ですので、まだ具体的な設計はしておらない状況となっております。

ただ、現状としましては、今、使っています排水処理設備と同等のものを設置するというような設計となっております。

ただ、時代も10年後となっておりますので、その時に最善のものを採用するということはもちろんのことですので、この回答にさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(小林副会長)

ありがとうございます。

そうですね、これから検討されるところもあるかと思しますので、その方針だけでも説明いただけると非常にありがたく、よくわかりました。

こういうことは、アセスは市民とのコミュニケーションツールでもありますので、是非、そういう環境配慮して、努力されているところはですね、積極的に先ほどの50倍希釈されているというこ

とは、多分、薬剤使用量とかも、5分の2になったのですかね。20倍が50倍でしたっけ。ですから、5分の2になったですとか、そういう何か努力したことは、是非、積極的に発信していただけるといいなと思いました。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。

そうしましたら、小根山委員お願いします。

(小根山委員)

御説明ありがとうございました。

経路の分散化というところで、資料3-2(13ページ)にある新設する橋梁を用いたルートを検討というのは、もしかしたらちょっと御説明いただいて、聞き漏らしたのかもしれませんが、この緑色の経路のところに橋梁が架かっていて、この経路を使うというそういう理解でよろしいですかね。

(事業者)

その理解であっております。

この緑色の経路の位置には、車両の折り返し線というものと、車両が在庫するためにいったん留置する折り返し線と引き込み線というものを準備するような計画となっております。

そのために、川を渡るような新設橋梁を架ける計画になっておりますので、その橋梁を活用して、作業車両の台数削減を一層図ろうという計画を考えております。

(小根山委員)

わかりました。緑色の経路は、最終的には道路になるわけではないので、仮設で使うということですか。

(事業者)

そうです。引込線の部分においては、仮設で使う計画となっております。

(小根山委員)

わかりました。

今、赤い線で主な走行ルートというのが上の方に2本あって、以前からの御説明だと、現道の左側に行くルートは当初使っていて、少し大型車が通行するような状況については都市計画道路が新たにできてから、右側の方に全部行くといったようなことで、おそらく、新しい分散先ルートというのは、上の都市計画道路の方に行く大型車の一部分がそちらの緑色の方に、代替できるものは代替していくということになるかと思うのですけれども。これは例えば、どれぐらいの大きさの車両まで分散先に行けるようなことを想定しているのでしょうか。

例えば、やはり大型車は依然として都市計画道路の方で、それ以外の少し小さいものが分散先の方に行くという想定なのか、あるいは大型車も、緑色のところを走行できるような想定にするのか。

おそらく、大型車の通行を想定するってなると、結構この緑色の経路、仮設であったとしてもそれなりの整備は必要になってくるかと思っておりますのでそこら辺の想定。あと、例えば、都市計画道路の整備が、少し万が一遅れたという場合には、場合によっては都市計画道路の進捗に合わせて、計画を検討という話もあるというふうに、おっしゃっていたと思うのですけれども。タイムスケジュール的にはこの緑色の経路っていうのは、どういったところに来るのかということ。大型車が通っているいろいろ整備やっついていかないと多分緑色ができないとなると、この緑色のところは、いずれに

しても、分散、代替経路の一部にしかならないという認識なのか、あるいは場合によっては、全部緑色の方で通行させるような場合も想定されるのか、そこら辺について現状の計画を教えてください。

(事業者)

御質問ありがとうございます。まず、緑の経路なのですけれども、こちら、(鉄道の)車両が渡る橋梁になりますので、この橋梁を架けるときにもかなりの大型車が通る計画となります。なので、仮設とは言いつつも、盛土に使用する10トン大型トラックを通すような計画であります。前回の御質問の中で都市計画道路の着工の遅れみたいなこと、今もありましたけれども、こちらについてももし遅れがあるようであれば、こちらの迂回ルートを活用することも考えております。

このような回答でよろしいでしょうか。

(小根山委員)

承知いたしました。いずれにしても、今お示しいただいている中の、現道の左側に行っている赤のルートは、少なくとも大型車を通行しないと、都市計画道路できたらもうこちら側は、小さい車も含めてほとんど通行しないようになるという理解でよろしいですか。

それとも、車両によっては通行する可能性もあるということでしょうか。

(事業者)

もしかすると、作業員の通勤用の普通車みたいなものは通るかもしれませんが、基本的に工事で使用する大型車であったり、重機みたいなものは、西側のルートは通さない計画です。

(小根山委員)

わかりました。あと、緑色のルートに関しては、例えば今の話だと、最大で大型車も含めて、ここで発生する交通がかなり走行するということになると思うのですけれども。特に、安全円滑上の問題をそこら辺で確認させてください。

(事業者)

安全という話につきましては、交通量としてのキャパというか、橋梁として十分耐えるかっていうところの安全面なのか。それとも歩行者とか、そういった事業に対する安全というところ、いずれになりますか。

(小根山委員)

両方ですね。

やはり、大型車が通行するというので。多分あんまり人が通行するようなどころではないと思うので、問題ないという判断であればそういうことでもいいと思うのですけれども。そういう大型車が通行するというので安全面と、あとはこの緑色のルートで行ったときに、ここの曲がってるところだったり、赤色のルートとぶつかっているところとか、ここら辺は、そんなに問題はないという認識、交通量的なところで、円滑面等で問題がないかどうか、そこら辺の見解をいただければと思います。

(事業者)

補足いただきありがとうございます。

両面検討させていただいておまして、まず、交通量の方に関しましては、今ちょうど赤と緑が分岐しているところの交差点で現地の調査プラス予測をさせていただいております。

こちらが将来的には、今回の工事用車両台数が乗っかることで小型車両が122台、大型車両が870台くらいになります。

これが現況の交通量に対して約10%程度増加することにはなるのですが、こちらの交差点が持っている交差点需要率については、もう少し余裕がある形になっていますので、キャパ的な量的な問題としては、今回の工事用車両が負荷を与えても、この交差点をパンクさせるようなことにはならないかなというところですよ。

もう一点目の歩行者等の安全に関しましては、委員の御認識のとおり、ほとんど歩行者が歩くような環境ではなく、利用者もほとんどいないところもあって、特段新たに歩行される方に影響を与えるような心配はないかな、というふうに考えているところですよ。

(小根山委員)

御説明ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

今回欠席されている委員が多く前回質問して補足説明をいただいたところで委員自体がいらっしやらないところもありましたが、事前には質問をいただいていたということなのでよろしいですか。

そうしましたら、先ほどの大澤委員の質問に関係して次回も事業者の方から補足説明をいただくこととなりますので、次回以降でさらに審議をいただけたらと思います。

そうしましたら、本日の審議はここまでとさせていただきます。

事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出ください。

～事業者退出～

(4) その他

(一ノ瀬会長)

それでは次に事務局から1件報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。事務局は報告をお願いします。

(事務局)

「日産先進技術開発センター建設事業 事後調査報告書(供用開始後)(第3回)」における前回審査会での質問事項の回答について報告

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

そうしましたら、この件については、本日は以上としたいと思います。

本日本日予定していた議題については以上ですけれども、ほかになにかございますか。それでは特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会としたいと思います。

以上